

第三十八回国会 大蔵委員会議録 第三十五号

昭和三十六年五月三十日(火曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 足立 鶴郎君

理事伊藤 五郎君 理事野田 宗一君

理事黒金 泰美君 理事細田 義安君

理事毛利 松平君 理事辻原 弘市君

理事平岡忠次郎君 理事横山 利秋君

天野 公義君 岡田 修一君

金子 一平君 簡年 凡夫君

久保田藤麿君 田澤 吉郎君

高田 富興君 高見 三郎君

竹下 登君 永田 亮一君

西村 英一君 藤井 勝志君

坊 秀男君 米山 恒治君

有馬 輝武君 佐藤次郎君

田原 春次君 広瀬 秀吉君

藤原次郎君 堀 昌雄君

武藤 山治君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 上林 英男君

(主計局法規課)

大蔵事務官 船後 正道君

(主計局給与課)

大蔵事務官 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

大蔵事務官 船後 正道君

五月二十三日

委員本名武君、堀昌雄君及び西村榮一君辭任につき、その補欠として八木徹雄君、原茂君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員原茂君辭任につき、その補欠として堀昌雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員蔵内修治君辭任につき、その補欠として村上勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員八木徹雄君辭任につき、その補欠として倉成正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員倉成正君、米山恒治君及び春日一幸君辭任につき、その補欠として館林三喜男君、濱田正信君及び片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員濱田正信君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員米山恒治君辭任につき、その補欠として橋橋渡君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋橋渡君辭任につき、その補欠として米山恒治君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十日

委員宇都宮徳馬君及び藤井勝志君辭任につき、その補欠として竹下登君及び藤田義光君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君及び藤田義光君辭任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

中小企業者に対する減税措置等に関する陳情書(松山市二番町愛媛県商工会議所連合会会頭長山芳介)(第一〇二三号)

金庫及び経済政策に関する陳情書(大阪市北区宗室町一番地関西経済連合会会長太田垣士郎)(第一〇三〇号)

本日開議に付した案件

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)

印刷事業に関する件

小委員長より報告聴取

〇足立委員長 これより会議を開きます。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

〇平岡委員 ただいま議題になっております国家公務員共済組合法等の一部改正法律案は、まさにこの委員会を通過せんといたしておりますが、私は、この共済組合の連合会の運営の根幹をなすところの役員の選任関係が、理事の選任につきましても評議員の選任につきましても偏向しておつて、あまり民主的ではないことを指摘したいのであります。すなわち、理事の選任につきましてもは大蔵大臣の権限が強力に過ぎるきらいなしとしまして

ん。なおまた、評議員の構成の現状を見ますと、各省の会計課長が大体選任せられておりますが、この点はずびとも改めてほしいと思つております。

率直に申しまして、職員組織を代表する人をこの評議員に当てるべきだと私は考えておりますが、いずれにいたしましても、単位組合において当然なされておることが、連合会におきましてこうした配慮を欠いておる点は遺憾と存じますが、将来これを改めるお考えが政府においてあるかどうか、その点をこの際伺ひしておきたいのであります。

〇大久保政府委員 ただいま平岡委員からの御発言の趣旨は、先般の委員会の審議の過程におきましても申し述べた御発言をいただいたこととございまして、政府といたしましては、御趣旨をくみまして十分考慮いたしたいと考えております。

〇足立委員長 広瀬秀吉君。

〇広瀬(秀)委員 一つお伺ひしたいのですが、国家公務員共済組合法の九十九条に費用負担の原則を定めてござい

ます。この第四項に、国家公務員の組合の専従職員に対しての費用負担の問題ですが、これに職員団体が国にかつて費用を負担する建前に書かれておるわけでありますが、なぜそういうふうに書かれておるのか、どうして一般と同じように取り扱うことができないのか、このことを一つお伺ひを申し上げます。

〇船後政府委員 共済組合法の第九十九条の四項は、御指摘の通り労働組合

の専従職員等につきましては、「国の負担金」とありますのを「職員団体の負担金」、かように読みかえる規定でございまして、この共済組合法の体系におきましては、雇用者が国でないような状態がございまして、国の負担金をその国でない雇用者が負担する。たとえば、職員が公庫、公団等における場合でございますが、こういう場合には、公庫、公団等が国の負担金である百分の五十五を負担します。同様に職員団体も専従職員につきましては百分の四十五を負担する、かような仕組みになっております。この点は、国家公務員共済組合法だけではございせん、御承知の通り公共企業体等職員共済組合法におきましても同様の規定がございまして、やはり公共企業体等の労働組合の専従職員につきましては、これも労働組合が百分の五十五を負担する、こういう建前になっております。

○広瀬(秀)委員 公共企業体の方もやはり同じようになっておるわけでありまして、民間のたとえば厚生年金なり船員保険法なりという場合に、そこにおける労働組合の専従役員というようにあるわけでありまして、そういう場合、厚生年金の費用の負担の原則というものは、やはり国の負担分があるわけでありまして、そういう者が民間の厚生年金の適用を受ける場合に、組合の専従者になっておるといふような場合に、その国の負担は排除されますか。その点をお伺いいたします。

○船後政府委員 御指摘の通り、民間の被用者を対象とします社会保険におきましては、国の負担金あるいは国の

補助金というものがございまして、これを除きました残余を労使が折半ということになっております。従いまして、結果として、民間におきましては、労働組合の専従職員につきましても、国の負担金あるいは国の補助金というものが渡るわけでありまして、国家公務員共済及び公共企業体共済におきましては、国の負担金と事業主の負担金、あるいは公庫等としての公庫の負担金と使用主としての公庫の負担金とということが明確に分離されておる。ただ国あるいは公庫の負担金が幾らであるという仕組みになっております。この点は、御指摘の通り、社会保険全般のバランスを考えますれば確かに問題の存するところでございます。すけれども、社会保険における国の負担金あるいは補助金の率なりこれの根拠なり、こういったことにつきましては種々の問題点がございまして、これらを総合いたしまして検討いたしたいと存じます。

○広瀬(秀)委員 だいたい先回りした回答をいただいたわけでありまして、厚生年金などの場合とこの九十九条の四項を比較しまして、そういった点では、国の負担というものを国家公務員の労働組合の専従職員であるからという理由で全部その職員団体に負担させるといふことは、やはり均衡を失しておる、こういうことだけははっきり言えると思うのですが、その点に限って一つどう考えていられるか、お答えをいただきたいと思います。

○船後政府委員 先ほど申し上げました通り、民間被用者の保険制度と国家公務員の保険制度とは若干違ふ点があるわけでございます。そこから建前の

上では制度が違ひますので、こういう区別になっておりますが、結果といたしましては、確かに国の負担金あるいは補助金が明示されておまして、残余を労使で折半するという制度と、この国なり公庫等のように国または公庫負担組合負担というように分けておるところでは、結果といたしましては違ひなわけではございません。これにつきましては、現在の公務員共済なり公庫等共済における、この五十五の負担割合の本質は何かという根本的な問題もあるわけでありまして、これらを総合いたしまして今後検討いたしたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 費用負担の建前が、民間の公庫年金という表現を使っておるようでありますが、そういうものと公庫年金あるいは国家公務員の場合と違ひ建前になっておることはわかるわけでありまして、しかし、本質的な問題といたしまして、国家公務員あるいは公共企業体の場合に、組合の専従役員といふものがこのようなき方をされて今までの建前でありまして、やはり労働組合の専従役員といふのは何の役にも立たぬのだというふうな気持ちで、こう書かれたように受け取られるわけでありまして、しかしながら、組合の専従役員はやはり能率的な国の業務の進行のために必要な役割を果たしているといふようなことを考え、また専従役員といふものを現に認めておる立場からすれば、それに対してこの共済組合法の中で国の負担金をそのものについて見ないといふことが、今課長のおっしゃられたような建前をとるからといって、しからばなぜこれを国の負担に差別をつけなければならぬのかとい

うような点については、使用者団体が違ひんだというけれども、これはやはり依然として身分関係は存続しておるはずであります。その間においてただ国の給料を払わぬというだけのものであつて、身分的にはこれはちゃんと継続しているものであります。そういうようなものに対して差別をつけるといふことは、どうも、労働政策といふますか、ちよつときつい言葉を使えば、組合に対する一種の敵視的な考えといふものがひそんでおるというものができたんじゃないかと勘ぐられても、たし方がないと思うのですけれども、そういう立場から、この規定を改正してというよりも、これを削除して何ら差しつかえない、こういうふうに考えるのですが、その点いかがでしようか。

○船後政府委員 決して労働組合を差別して扱っているわけではございせん。共済組合における費用負担の沿革でございまして、これは、広瀬先生も御承知の通り、国鉄共済が一番模範になっておるわけでございますが、国鉄共済が明治四十年ごろに発足しました際には、職員の負担が百分の六十、国の負担が百分の四十、こういう現在から見ると逆の状態から出発しております。それが漸次国が百分の五十、組合員が百分の五十という状態が終戦直後まで続きまして、昭和二十三年以降の改正で現在のようないくす五十五の負担割合になっております。こういうふうな沿革をたどっておりますので、この国の負担金百分の五十五を、たとえばそのうちの十があるいは一般会計としての国の負担であつて、四十五が使用者としての国の負担であるというよう

な説明の仕方もあるわけではございせんけれども、こういう沿革をたどった負担割合でございまして、しかも、先ほど申し上げました通り、国以外の雇用主が共済の雇用主になった場合には、その雇用主が国の負担をそのままかぶるといふ建前になっております。従いまして、現在の建前といたしましては、決して労働組合だけを差別しておるのではなく、公庫、公団等におきましても同様にこの百分の五十五を肩がわりしておるわけではございせん。しかし、結果といたしまして、確かに民間の被用者団体との関連もございまして、公庫等の共済等との関連もございまして、関係方面とも折衝をしながら、本件は検討いたして参りたいと思つておる次第でございまして。

○広瀬(秀)委員 検討されるということでございますから、あまりこれ以上問題にするつもりはございせんけれども、やはり民間の場合にも一つの事業体といふものを単位にして厚生年金保険法を適用しているわけですが、その中で、労働組合の専従者は、やはりこれは被用者団体が事業主に雇われておるのではないという形になるわけだと思ふのです。労働組合の専従者になるのと、しかしながら、その厚生年金保険の面における取り扱いは何ら特異な扱いといふものはされておらないわけですね。国の負担金もその者に対してちゃんと適用されておるわけですね。そういう場合に、やはり国家公務員なり公共企業体の場合においても、使用者は、なるほど使用者という意味の取り方にも問題はあつたろうと思ひます。依然として使用者といふものは国だあるいは公共企業体だといふような見解も成

り立つわけであり。身分関係というものは、ちゃんと組合の改選でやめればすぐに復帰できる体制に常にあるわけ。短い場合には半年というところもあるし、あるいは三ヶ月というところとあり得るわけ。理論上は一ヶ月という場合だってあり得るわけ。そういう場合に非常に相対的なものであつて、本質的な差別はないように私は思ふわけ。ですから、この面については、これを削除する方向で一つ御検討願つてしかるべきだ、このように考えますし、また議長もそのように答へられたと了解しまして、私の質問を終わりたいと思ふのです。

○船後政府委員 九十九条四項を削除するといふことは、九十九条四項を、民間保険制度あるいは公企体の共済制度、それらとの関連を考慮しながら、合理的に改正するよう検討して参りたい、こういう意味でございます。

○足立委員長 本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○足立委員長 なお、本案に對し、直ちに採決に入ることといたします。お諮りいたします。

○足立委員長 御異議なしと認め、本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認め、本案を原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 次に、本案に對し、附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議

恩給公務員期間通算等に伴つて、国の負担すべき整理資源の繰入額の適否は組合の長期経理に影響なしとしないので、政府は、速かに追加費用の総額を概定し、これに基づき毎年度の負担方法を明確にし、保険経済の健全化をはかるべきである。

○足立委員長 御異議なしと認め、本附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認め、本附帯決議を付するに決しました。

○足立委員長 なお、本案に對する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

○足立委員長 税制及び税の執行に関する小委員長より発言を求められております。これを許します。税制及び税の執行に関する小委員長簡牛凡夫君。

○簡牛委員 税制及び税の執行に関する小委員会の審議をとりまとめましたものを報告いたします。

税制及び税の執行に関する小委員会中間報告書

本小委員会は、去る二月九日の大蔵委員会で設置を決定されて以来、すでに数回にわたり審議を続けて参り

ましたが、国会の閉会に際し、一応、その報告をすべき必要を認め、小委員会の審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず第一に、調査いたしましたおもな問題は次の通りであります。

一、質問検査権並びに黙秘権などに関する諸問題、二、現在行なわれている税務調査の方法と諸問題、三、税務職員に納税者に対する心がまえとその責任、四、その他。

次に、調査にあつたの基本的な考え方について申し上げます。戦後の混乱期から、経済を初め各般について次第に安定して参りました現在、税の執行当事者は、行政面においては、所得の限り官費的な要素を漸次少なくし、民主的にして合理的な方法を取り入れる必要が参ります。もとより、悪質な脱税者に対しては、税負担の公平をはかる意味において、これをのがすようなことがあつてはなりません。

一般の納税者に対しては、その納得と信頼を得ることが一そう必要なことと考へられるからであります。

次に、質問検査権並びに黙秘権などに関する諸問題について種々質疑が行なわれましたが、質問検査権の現行規定について、その限界について解釈を明らかにすべしという意見に対し、良識をもって運用に当たるといふ答弁がありました。

しかし、運用上はなほだ不明確であるため、第一線において職員が納税者に対し基本的な人権の侵害または職権の乱用のおそれのある事例がないとはいえないのであります。このような取り扱ひの現状においては、いやくも

職権の乱用を惹起することのないよう、何らかの措置を講ずることが必要と考へられます。

なお、これに関連して、税務職員がこの質問検査権を行使する場合、行政手続の問題であるから、納税者に憲法上の黙秘権はない旨の答弁が参りました。

しかし、この点については今後なお慎重に検討を要するものと思へるのであります。さしあたり、税法上の質問検査から国犯法上の調査に移行する場合、または直接国犯法上の調査をする場合においては、黙秘権に関する憲法上の国民の権利保護の精神にかんがみ、供述を強要しない旨を告知することの可否につき検討すべきであり、かつ、行政上の陳述などについては、それがそのまま刑事上の証拠書類とならぬよう考へるべきであると思へます。

次に、現在行なわれている税務調査方法とその諸問題については種々質疑が行なわれて参りましたが、注意を要する点は、税務行政上必要な資料の収集のために行なわれる調査や反面調査などについては、特に納税者等の理解を得るようすることが必要であり、かつ、その業務などに支障のないよう検討をすべきであると思へます。

また、実績から考へても、大企業に對する調査については近來改善されてはおりますが、中小企業との対比上、大企業に對する調査の機構、人員などについてさらに一段と配慮して調査を行ない、いやくも不公平の疑念の起らないよう努力を払うべきであると思へます。

次に、税務職員の納税者に対する心がまえとその責任についてであります。

最近の課税の執行状況は漸次改善はされておりますが、民主的な申告納税制度下での納税者の納得する税務への改善は必ずしも十分とはいえない点もまだあるものと思へますので、第一線の税務職員は、納税者に対しては、単に収税官吏という言葉の持つ意味するような心がまえから脱却して、あらゆる機会をとらえて税法の周知をはかるとともに、納税者の利益となる事項については積極的に配慮するよう心がけるべきであります。

また、これが適切に行なわれるためには、職場の環境整備に格段の改善がなされなくてはなりません。すなわち、親しみやすい税務行政にするためには、庁舎の政策や、机の配置、納税者のための便宜供与などに至るまで総合的かつ細心の留意が必要であると同時に、他方税務職員に對しては、使命とその責任を明確に認識させることも、人事、給与、住宅等についてもより以上十分に配慮する必要があると思へます。

以上、調査の経過並びに結果の概要であります。本小委員会はいまだなお検討すべき点は多くあるものと思へられますので、所期の目的のため今後なお継続的に税の執行上生じております諸問題についても調査を行ない、眞の民主的な税務行政の実を上げるべく寄与したいと思へます。

簡牛ながら中間報告といたします。なお、この際国税庁職員の労働問題について一言つけ加えたいと存じます。

最近においては国税庁の労使関係の改善については相当努力されていると思われませんが、いやくとも税務の執行に支障を来たすことのないよう、今後とも労使関係の円滑化につき特に配慮されることを小委員会の意見として希望いたします。

○足立委員長　ただいまの小委員長の報告に対し政府において御意見があれば、述べていただきます。――原国税庁長官。

○原政府委員　小委員会におきまして、たびたび回数を重ねられて御検討をいただきまして、ただいま中間報告をいただきまして、まことにその努力に對して深く敬意を表します。報告書にうたわれました事項につきましては、われわれの仕事に對しまするきわめて重大なる御意見として銘記して、今後各般の檢討にまた処置に努力して参りたいと思つております。この報告書にまとめられております事柄は、黙秘権といひ、質問検査權といひ、さらに調査の方法ないし孝証責任の問題等、いずれも、年来学界において、また実務界において、さらには法曹界において非常に議論の多いところでありまして、それに取り組まれたことに深く敬意を表する次第なのであります。

これらの問題は、いろいろな角度からの要請のからまる問題でありまして、そのゆえに、非常に議論をされながら、なかなかすばつとした結論が出てないというのが実際の状況であります。従いまして、私ども、今後ともそういう各方面の意見も十分伺い参酌いたしまして、そして最終的に一番いい結論を得たいという気持ちであります。この中間報告に盛られましたお考す。

えに對しまする私どもの気持は、それぞれこの報告書のもととなります御質疑あるいは議論のありました際に、私どもから必要に応じ随時申し上げたところでお聞きとなりになっておると思いますが、一言概括的に申し上げて御了承を得たいのは、この中間報告のまゝとなります場合の御議論に、特に納税者の立場というのを御配慮いただいたという点は、私ども、近づきやすい税務署ということをモットーにして努力いたしておりますので、全然同感なのでありまするが、もう一つ、税には適正課税という面の要求を私は第二の柱として立ててやっております。そういう意味で、もう一つの眞実の発見、適正な課税というような面でのいろいろな手立てというようなものにつきましても、私どもの立場としては十分に検討し改善していきたいという気持でおり

まして、これらはこの報告書にもその趣旨が盛られておりますので、どうそれらを調和するかということについて、私どもとしてなお十分検討を重ねたいということを一言申し上げておきたいと思っております。

以上、重ねて長い御検討に対して敬意を表しまして、ごあいさつを終わります。

○足立委員長 次に、ただいまの小委員長の報告に關連して、横山利秋君より発言を求められております。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 小委員長から御報告下さいました報告書につきましては、きわめて民主的に小委員会を運営し、そしてつぎにまとめられました小委員長の御努力に對しまして、私からも敬意を表したいと思つたのであります。た

だ、今原長官からもおつしやいましたように、事柄はやや抽象的に過ぎるかも知れませんが、きわめて重大な問題を含んでおりますし、直ちに結論が出ることは困難と思ひましても、今お話がございましたように、鋭意その困難について検討をされまして、本小委員会の間報告に所期いたします方向において、本委員会に御報告をされたいのであります。その意味におきまして、私は、多少私の希望意見ないしは最近ありました特異な事例を引用いたしましたので、参考に各位に聞いていただきたいと思ひます。

時間もございませんし、皆さんにおわかりやすいように、私は二つの事例を申し上げたいと思います。

一つは、小委員会で話題になりました問題であります。もう一つは、先般来問題であります。

本委員会及び予算委員会でもたまたま私が関連をいたしました問題であります。

本小委員会を取り上げました問題は、いわゆる仙台事件というのでありまして、三月十四日に、仙台の市会議長であり、かつ税理士である人が、お百姓さんの印鑑を三十ばかり持って税務署の職員の前にはんと置いて、これ

で確定申告をしたことにしてくれいと言わんばかりの状況で帰りました。その数日後に、担当者が調査をいたした結果、前年度対比一七〇％として査定をいたしましたところ、それを聞いてその税理士がかんかんに怒りまして、不在の署長室へ入り込んで、課長並びに担当者をどなりつけて、転動をさせる、ばかやろうと言って、ばり雑言を放った。そういうようなことをい

たしました後において、担当者に十分意をはかることなく、その署の課長は自分で査定いたしましたして、前年度対比一三％に査定をし直して、勤務が明けてからその税理士の自宅を訪れて、それで了承を願ひ、しかも事務上の処理は特例をもつて事後申告といったたそうであります。その職員及び組合が、それを納得しないで、新聞に発表いたしました。国税局長は税理士を呼んで、その態度について遺憾の意を表示したといふことであります。この事実関係については、国税庁で御調査願つたことと私どもの調査とはあまり懸隔はございません。ただ、この問題の中で痛感をさ

れますことは、その税理士は元署長だったそうでありまして、局ないしはその署に対して精神的に影響があるものと思われれます。その税理士の態度というものが、本委員会では税理士法の改正を先般来議論したばかりでございますが、この税理士法の改正をいたしました趣旨とはなはだ懸隔があることを痛感せざるを得ないのであります。また、その署におきましてとてなれた課長とそれから職員と、またその事情を知悉いたしております第一線の職員諸君に対する税務署長ないしは国税局長のとった態度に、私どもとして

はきわめて残念な感じがいたします」と申しますのは、一体その一七〇％が妥当であったか、一三％が妥当であったのか、大いに議論のあるところではございますけれども、課長が自分で査定し直して、勤務が済んでからその税理士の自宅を訪問をして了解を得るといふような態度、しかもその第一線職員に対する理解を十分になし得ないという状況において、はなはだ穩

やかならざる感じがわかれわれ聞くものにはいたすのであります。また、単に上司と使われるものという関係のみならず、かかる問題が新聞に発表されるような雰囲気、かかる問題が署内において話し合いが平素行なわれ得ない雰囲気という点については、私どもは小委員会におきまして今後改善を希望した点でございます。こういうようなことを考えますと、私どもとしては、税理士法改正の趣旨というものがまだ十分に徹底されていないし、また過去の税理士やあるいは本委員会で議論がございます特別試験制度の存続について、さらにいささか疑念を深くせ

ざるを得ないような状況も考えられますし、多くの問題をこの中にはらうおるのであります。従いまして、片や税理士法の運用において、片や税務署内部の人の使い方と申しますか、職員に対する上司の態度というものにおきまして、片や納税者の立場から客観的に考えまして、そのような査定がどうして行なわれるのであらうか。また、三月十三日でありましたか四日でありましたが、納税者であるお百姓さんが、実情やむを得ざるにいたしましたが、判こを持っていつて職員に申告を依頼するという、税務職員を税理士の代理として判こを預けてそれをやらせるがごときことは、尋常の考え方では私どもには出て参らないのであります。こういう点は、あらゆる方面から、本小委員会の中間報告に盛られております趣旨にもかんがみまして、是正されることがきわめて必要であらうと私は考えます。

第二の事案と申しますのは、名古屋で起こりましたブドウ糖に関する脱税

の疑いに関連する問題であります。私は、直接その問題に関連するのを避けまして、本委員会におきましてその調査の方法に限界を置いて質問をいたしましたことがございます。しかるころ、国務庁長官はこの事務の脱税事犯のみをとらえて私に回答せられまして、私は、誤解を受けるのを避けまして、そのまゝになっておるわけでありまして、この際明らかでない限り、二月の二十三日に名古屋市内のブドウ糖をおろす業者が調査を受けました。病人でございまして、夜九時ごろまで調査をされ、そして陳述書に判を押さなければならぬといふので、やむなく判を押した。あくる日出頭して、どうもからだの事情も悪かったのであるから一べん見せてもらいたい。しかしながらそれを拒否された。そのあくる日またあらためて出頭したけれども、お前に会う必要はないと言つて拒否された。そのことが偶然私の耳に入りまして、間税部長にお電話をして、このようなことはないかと思つた。善処を約束されまして、会つてもらつたのであります。担当者がいないといふことで何ら解決に至らなかつた。越えて三月二十八日に、再度書類が返却されませんから返却を求めたところ、一部を返却されて、しかも返却にあつて領置目録を本人に交付された。その領置目録を三月二十八日に渡されたが、二月二十四日に受け取つたことにしろといふことで、やむなく二月二十四日にこれを受け取つたことにした。五月に至りまして、一切書類は返却されず、陳述書も見せて

もらえず、そして自分の修正点も希望も聞いてもらへぬ。その調査が済みまして、岐阜の某酒屋さんと岡崎の酒屋さんが調査をされた。岡崎市における威光酒造は、夜の十一時まで調査をされて、陳述書に署名をさせられて帰宅をいたしました。威光酒造の御主人はあくる日の朝首つり自殺をはかりました。家人に発見されて危うく生命はとりとめたのでございまして、これが弁護士に移りまして、弁護士ともども国税局に出頭いたしました。このやうな雰囲気のもとに行なわれた陳述といふものにつきましては一切認めないといふ申し出をいたしました。概略を申し上げます以上の通りでござい

ます。この種の問題の中で痛感をされますのは、先般小委員会でもいろいろと議論がございまして、本人はこれが最初で、大塚なる人でありまして、病人のこととて国犯法によつて調査をされたといふことについては何ら知悉をしていなかったとて、国犯法によつて陳述書に判を押してもらったのであるから、これについては間違ひがないといふのであります。しかしながら、本人は病人のことでございまして、そのうら法律その他については知悉をいたしません。いわんや小委員会でも問題になりませんといふやうな議論によつては、権があるといふやうな議論にもならなかつたといふことであります。かりに陳述書に判を押したといふところ、本人が、昼飯も夕飯も食べない、夜の九時までかかつた陳述の中で、どうもまじらわしい点で判を押したか

らというて、あくる日に、またそのあくる日に出頭をいたして訂正を要望したにかかわらず、それに対して何らの措置もとらない。そうして、私が私のことでありますから、婉曲にお願いをしたことであります。それすら実効がない。二回にわたつてお話をいたしましたところ、ようやくこれは容易なことではおさまらないと思われたのかもしれないが、領置目録を二月にさかのぼつて取つたことにしろといふことになり、さらに加えて首つり自殺が再び同じ関係の問題で起こるやうな調査を行なわれるに及んでは、一体この小委員会の審議というものと実際の行政というものと、また国税庁の皆さんがこゝで御答弁をなさることと第一線における私どもの議論が何ら関係がないやうな感じがいたしましたのであります。まことにこれは遺憾なことだと思つてあります。もとより、私もこの問題がいかなる脱税の内容であるかにつきましても、自分も調査をすべくはありますけれども、しかしながら、もし私自身が誤解を受けてはと思つて、当初から一貫してこの事実直接に介入することを避けて、もつぱら小委員会としての中心課題であります調査の方法、それから法律との関係に限定をいたしましたのであります。本小委員会の中間報告とも相にらみまして、格段の改善なり善処を私は求めてやまないであります。

一つは、先ほど申しましたやうな税理士法改正の趣旨というものをさらに徹底をしてもらいたいといふことであります。一つは、ここに盛られました調査の方法に格段の改善をはかつてもらなければいかぬといふことであります。特に人権の尊重については、原長官がおっしゃいましたやうに、この脱税を捕提するといふことと人権の尊重といふことと常に矛盾が存在するものであります。この調和については格段の努力がなされなければなりません。また次には、小委員会の報告なり本委員会の議論は、現在進行いたしております。国税通則法の審議にあたりまして十分取り入れられることを私は要望してやまないところであります。最後に、小委員会のつけ加えられました労働問題について一言言及をいたします。

仙台の事案については国税の労働組合が取り上げることとなりまして、いろいろとこれが本委員会の話題にもなつたわけでありまして、自余の小委員会の議論をも含めまして要望いたしました第一の点は、何といひましたも国税庁とその傘下にあります税務職員との団体交渉なりあるいは話し合いが十分なされていなく痛感をするわけでありまして、この点につきましてはいろいろと御説明を承りました。しかし、渦の中に入つております。自分が回つておるというところに気がつかない場合がございまして、私どもが、不肖ではあります。多分の経験から考えましても、他の官公庁あるいは他の民間の諸団体、どんなに紛争がありましても、どんなにストライキが起こつておりましても、この窓口

は常に開いておるというのが現状であります。これがなくては労働問題は解決いたしません。この際中央、地方にわたつて団体交渉なりあるいは話し合いが円滑に行なわれて、でき得べくんば内部の問題は内部で労使の話し合いによつて解決をするといふ雰囲気を作つて下さるやうに、特に要望をいたしたいと思つてあります。

その次には、先般も議論をいたしましたけれども、転勤の問題であります。あらゆる官公庁を尋ねてみましても、国税の職員ほど転勤の多いものはないと思つてあります。その転勤が仕事の特質であるならば、その転勤についてはまた特別な配慮が行なわれなければならぬと思つてあります。何をいたしましたところによりまして、事前に希望調査をお取りになるといふのでありますけれども、その希望調査が取られてから実際に転勤が行なわれるまでには、数カ月なりあるいは一年有余もかかることもあろうかと私もは事情を聞いておるわけでありまして、私は重ねて希望をいたしたいと思つたのであります。他の官庁にございまして、転勤についての内示と、それからそれについての苦情処理機構を作つて民主的な人事運営が行なわれるやうに希望いたしましたのであります。私の申しますことは幅の広い話でございまして、この内示と苦情処理との運用がどういふやうに行なわれるべきかについてはいろいろの方法がございまして、あなた方が本問題を十分にいろいろな事情をも考へてみられて、人事運用の民主化をはかつていただき、格

得をする転勤が行なわれるやうに、格

格

格

格

段の工夫を願いたいと思ふのであります。

その次の問題としては、給与と労働条件等の問題がございます。国税職員は常に誘惑の沼に近いと申しますか、責任のある地位、責任ある独立した事をいたしておりますために、ともすれば誘惑の手が差し伸べられる雰囲気にあるかと思ひます。これを解決いたします方法はいろいろございまして、給与も、その仕事、力量に相当した給与の質と量というものがなされなければなりません。この問題につきましては、多年の問題でございまして、国税職員にふさわしい給与というものがこの際考えられて、そういうものから身を守り、自主的な責任感を持って仕事が行なわれるように給与の改善でなされるべきであると存じますし、また、先般調査をいたしました休暇の処理状況から考えましても、基準法なりあるいはその他の問題をもちまして休暇が付与されているのであります。休暇を残す職員が非常に多いように思ひかけであります。これは一体定員に問題があるのか、作業の内容に問題があるのか、あるいはまたその付与する条件に問題があるのか、その点十分工夫がなされるべきだと思ふのであります。

職場の環境につきましては、この中にも盛られておるのであります。一つには納税者のために、一つはまた働く職員のために、職場の環境について格段の努力を願いたいと思ひかけであります。

以上、いろいろと申し上げましたが、要するに、本小委員会ではいろいろと各方面から議論をいたしましたのは、民主的にして合理的な税務行政が行なわれることを願ひたしたのであります。先ほど申しましたいろいろな問題につきましては特にこの際、税庁としては最大の努力を払われて、また国会においてなされるべき事案につきましても、私どもとしても格段の努力をいたしますから、今直ちにということもできませんまいけれども、今後日数をかけまして最善の努力を願ひたいと思ひかけであります。

以上、小委員会の中報告に關連をいたしまして、希望を申し上げさせていただきます。

○足立委員長 次に、印刷事業に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 五月二十四日に私の秘書から連絡がございまして、全印刷の本局におきまして多少トラブルが起ころはせぬかということ、従つて、印刷関係に必ずしも関係のないわけでない大蔵委員の平岡代議士にも出てきてくれ、こういうわけで、何事が起こったかと思つて参りましたところ、ちょうど一時ごろですか、六台のトラックに積み込まれた警備が陸橋として印刷局の本局にやつてきておるわけですね。どういふことかと思ひまして、正門から着しを受けまして中に入りまして、すでに来ておられました河野密代議士、参議院議員の木村八郎さんと平林剛さんと一緒に、印刷局長に会うべく交渉いたしました。おられますので、業務部長の小島要太郎氏にお目にかかったわけですね。私自身は、労働問題に通過しておる人間ではないので、

です。しかし、私は、この二十四日の諸見聞から、官公庁関係の一般的な風潮として、印刷局に行なわれていることがその全豹の一斑を示すことであるならば、現在の労働慣行の上において、官庁の理事者側といふものはよく反省してもらわなければならぬといふ印象を深くしたわけでありまして。そういうわけで、きょうはそのとお目にかかりました業務部長のお出ましを願ひまして、この委員会の場を借りまして、印刷局が当面せられておる労働問題につきまして事情を聴取し、なおかつ私どもの要請を聞いていただきたい、かように願ひし、手続をとつたわけでありまして。

ところで、私は、本日は局長原三郎さんのお出ましを願ひたかつたわけですね。二十五日にすでに委員会事務局に通告いたしまして、お出ましを願ひたことを要請しておきました。そういうことであるかどうか知らぬけれども、あるいはタイミングがきた偶然であつたのかもしませんが、昨日か官を辞し、他に転出の辞令をもらつたということ、きょうお出ましになつておられます。そこで、私は、きょうの時点におきまして、印刷局の最高の責任者である業務部長に御質問いたすことになつたわけですね。前局長自身に対する糾明をしたかたのすけれども、この点は一応その職にないわけですから、非常に残念だということだけ申し上げまして、具体的な質問に入りたいと存じます。

印刷労働組の小田原支部の書記長木村勇之助君に対する、私どもが考えれば不当と思われる職首問題であります。しかも、公務員にとりまして、公務員でなくとも、これは会社員にしても同じですが、自分の職を奪われるというのは決定的な打撃になるわけですね。それが案外理事者から軽く扱われていはいはせぬかという疑いがあるもので、その事情につきましてもとと理事者側の説明を求めたいわけでありまして。まずこの免職事案のよつてもつて起きた三月二十三日のいきさつについてあなたの方からの御説明を冒頭にお聞かせ願ひたい。

○小島説明員 私昨日付をもちまして局長心得を拝命いたしました。その印刷局の責任者としたししてお答え申し上げます。ただちやつとお断わり申し上げておきたいのは、何分私の当時は業務部長でございまして、まだ前局長からの事務引き継ぎも済んでおりません状態でございますが、私の知っておりません限りにおきましてお答え申し上げます。三月二十三日のことでございます。その当時、この印刷局だけの問題ではなかつたように存しておりますが、労働組合の春季闘争の一環といたしまして、三月二十三日の朝に時間内に食ひ込む職場大会が行なわれましたわけでございます。私も、それに對しまして、事前に嚴重に警告を發しておつたのでございまして。違法にわたる行為を行なわないように十分に注意をしてもらいたい、万一違法な行為が行なわれましますならば、遺憾ながら法に照らしまして厳正に処分をせざるを得ないという嚴重な警告を發しておつたので

ございまして、遺憾ながら、それにもかかわりませず、勤務時間内に食ひ込む職場大会が行なわれました次第でございます。従ひまして、管理責任者たる印刷局長といたしまして、法に照らしまして国家公務員法に基づきまして懲戒処分を行なつた次第でございまして。

○平岡委員 そういふ抽象的なお話ではわからないですね。一人の人が首を切られたわけなんだから、具体的なたとへば暴力行為とか、国家公務員法に違反する顯著な事実がなければならぬわけですね。あなたのおっしゃつたことでしたら、職場大会の開催者自身は書記長ではなしに、むしろ執行委員長がなるでしょう。それだけでは答弁になりません。もっと具体的にのつちやつていただきます。

○小島説明員 小田原工場におきましても、先ほど申しました通りの職場大会が開かれましたわけでございます。それに際しまして、その大会の議長を勤めましてその大会を主催いたしましたのが木村勇之助と申します職員でございます。従ひまして、この人はこの小田原におきまして職場大会の主催、運営等につきましての責任が非常に重いわけでございますが、しかしながら、そののみならず、さらに私どもとしまして非常に遺憾に思ひます行為があつたわけでございます。その行為と申しますのは、工場の管理当局の担当官が行なつたわけでしたところの業務上の行為に對しまして、実力をもつてこれを妨げる行為がございまして、私どもはその点をも非常に重く考えておるわけでございます。

○平岡委員 実力をもって妨げたかどうかは、もつと正確にあなた方は把握する必要があります。し、この問題は当面ちよつとわきにのけておきましょう。まず木村勇之助君に對する免職ですが、免職の発令者はどなたですか。

○小島説明員 発令者は小田原工場長でございます。

○平岡委員 発令者の小田原工場長はその権限をお持ちかどうか。

○小島説明員 権限を与えております。法規に基づきましてその権限を工場長に委任いたしております。

○平岡委員 そこが問題なんだ。法規に基づいて権限を与えておるといふのですけれども、具体的にいついつ下さい。任命権者に関しては国家公務員法の五十五條に規定してあるわけですね。五十五條の任命権者は、印刷局の場合においては大臣です。大臣が任命した免職処分が発令がなされてはなしに、一介の小田原工場長がそのした権限を持っておるはずがないと思ふが、どうか。

○小島説明員 ただいまの点に關しましては、私が承知いたしております限りにおきましては、大蔵省設置法の第四十八條及び国家公務員法第五十五條の双方の適用があるというふうに承知しております。

○平岡委員 もう少し具体的にお聞きします。五十五條によりますと、任命権者つまり発令者は明らかに大蔵大臣でなければならぬのです。ただその例外規定がある。五十五條それ自体は大蔵大臣ということになるが、その二項で、「前項に規定する機関の長たる任命権者は、」つまりこの場合には大蔵大臣ですが、「その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができ、」こうしてあるわけですね。「上級の職員に限り」——小田原工場長は上級職員ですか。私は原三郎さんの方が直屬系統の上官であらうと思ふのだけれども、この関係はどうなっておりますか。

○小島説明員 最初にお答え申し上げましたように、実は昨日付で局長心得の点につきましては私間違いないと思つて信じておりましたけれども、なおお尋ねの点は至急に確かめることにいたします。

○平岡委員 当事者にとつては、これは職を奪われることなんだから、命を奪われるほどの重大問題だ。それがあやふやな発令者では困るじゃないですか。今さら確かめるでは困りますね。当事者にとつては死活問題なんです。それがわけのわからぬ発令をもらつてやめなければならぬというわけにはいかぬです。発令者が不適法なら無効ではないですか。もうすでに発令されているんですよ。確かめるもへちまもないですよ。私は事実を聞いておるのです。

○梅村説明員 大蔵省設置法四十八條によりますと、印刷局長並びに造幣局長に對しまして大蔵大臣は任免権を再委任することができ、それで、五十五條二項の問題でございますが、これはその再委任した者の部下の上級職員という概念の中に——小田原工場長の場合には、実際のところ、うちの場合におきましては、給与上は一等級相当ということとで扱つておるようである、

命権者は、」つまりこの場合には大蔵大臣ですが、「その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができ、」こうしてあるわけですね。「上級の職員に限り」——小田原工場長は上級職員ですか。私は原三郎さんの方が直屬系統の上官であらうと思ふのだけれども、この関係はどうなっておりますか。

○小島説明員 最初にお答え申し上げましたように、実は昨日付で局長心得の点につきましては私間違いないと思つて信じておりましたけれども、なおお尋ねの点は至急に確かめることにいたします。

○平岡委員 当事者にとつては、これは職を奪われることなんだから、命を奪われるほどの重大問題だ。それがあやふやな発令者では困るじゃないですか。今さら確かめるでは困りますね。当事者にとつては死活問題なんです。それがわけのわからぬ発令をもらつてやめなければならぬというわけにはいかぬです。発令者が不適法なら無効ではないですか。もうすでに発令されているんですよ。確かめるもへちまもないですよ。私は事実を聞いておるのです。

○梅村説明員 大蔵省設置法四十八條によりますと、印刷局長並びに造幣局長に對しまして大蔵大臣は任免権を再委任することができ、それで、五十五條二項の問題でございますが、これはその再委任した者の部下の上級職員という概念の中に——小田原工場長の場合には、実際のところ、うちの場合におきましては、給与上は一等級相当ということとで扱つておるようである、

工場長を当然含めて人事権を委任しておる次第であります。

○平岡委員 委任が形式上よし整つていたとしても、極論すれば逃げたわけです、原局長が。小田原の工場長に背負ひ切らして、自分は陰にいます。小田原の工場長に、責任を持つてそれを処理すべしという、そういう威圧がなかつたわけじゃないと私は思ふ。そういう疑いがあるから、よけいこの発令者の問題はもつとつきりさせてもらわなければ困る。調べて下さいよ。大蔵大臣の発令でないことは明らかだ。小田原の工場長というのですけれども、大蔵大臣から委任すべきものは、その当時の原三郎局長であるべきなんだ。それ以外にはないはずなんだ。事実関係をつきりここで答へてもらいたい。

○梅村説明員 今条文がちよつと見当たりませんでしたので失礼いたしましたけれども、大蔵省設置法四十八條を讀んでみたいと思ひます。四十八條によりますと、「造幣局長及び印刷局長の職員（造幣局長及び印刷局長を除く。）の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行ふ。」これによりまして行なうことになつておりますが、第二項によりまして、「前項に定めるものの外、大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法の定めるところによる。」片方の国家公務員法五十五條の問題であります。五十五條二項によりまして、小田原工場長は上級の職員と考へております。またこれを人事院の方に連絡いたしましたして、人事院が受理いたしております。

○平岡委員 ちよつと委員長、これは休憩して下さいよ。人事院に通告してあるかどうか重大問題なんです。あなたはそう言ひ切つたけれども、あなたの答へがうそだつたら、あなたはどいう責任をとるか。

○梅村説明員 この問題は非常に前に連絡した事項でございますので、私たちとしましては、事務担当者が行なつておるといふ証言に基づいて申し上げております。

〔発言する者多し〕

○足立委員長 速記をやめて。

〔速記中止〕

○足立委員長 それでは速記を始め

平岡君。

○平岡委員 任命権者の問題は後刻人事院關係の担当官が来て明らかにすると思ふので、他の関連事項について質問を進めます。

まず、今まで国家公務員あるいは公共企業体の職員が免職されるようなときは、今言つた大会を開いたとか開かないとか、そういうことで免職にはならぬ。大体そのときにものすごい暴力行為があつたというふうなことで告発されて、検察庁の方に送られるとか、これは裁判の結果がなくとも妨げないことだが、そういう並行的な処理と一緒に処分されておるわけなんだ。今度は大体小田原工場の管理部長も暴力行為はなかつたといふことを言つておるわけですね。今回警察、検察庁に對して、あなた方は告発も何もしてやせぬじゃないですか。そういう単に大会を開いた程度のこと、それかいよいよトラブルを大きくしないような予防的行動だけ——組合側の指導者あるいは逆にあなた方の理事者側の指導者がいろいろ話し合ひの過程で、そういうことはしばしばありがちなことですが、その程度で事件をことさらにでつち上げて、小田原工場長のおそらくは意圖に反して、原三郎局長がそういうふうなでつち上げの免職処分を処したという節がどうもあると思はれる。私の主観かしらぬけれども、大体二十四日のわれわれがあなたの方のところに参りましたときのあなたの方の応待とかやり口を見ていますと、現在の労働慣行だつてまるで知つてはおらぬのです。十年も前のことをやつておる。そういうことは、今言つたでつち上げもあり得るだろうとわれわれは憶測をせざるを得ない。そこで、今度の場合、あなた方が公平な立場に立つて、免職に値するようない——免職に値するといふのは、客觀的には警察等への告発に値するようない暴力行為が事実あつたのかどうか、この点をこの際開かしてほしい。

○小島説明員 お話のございました憶測の点につきましては、当時局長がそのような意圖を持ってでつち上げたといふものではないかと私は思つております。

それから、そのお尋ねの行為でございますが、これは、担当官が写真の撮影をしようとしたところ、それを妨害をいたしましたものでございまして、この事実につきましては……

○平岡委員 何のために写真をとるのか。

○小島説明員 業務上の必要があつたわけでありまして、その行為につきまし

七

ては確認のある旨の報告を受けております。

○平岡委員　私は、その事情をやはりあなた方が一方的に判断していると思ひるので、本人の供述書を念のため取りました。参考までにちよつと読んでみます。

三月二十二日、組合は二十三日の職場大会をできれば回避しようと思ひ、再々団体交渉の申し入れを行なつたが、当局はなかなか交渉に応じなかつた。そこで本部の労働組合の役員の仲介によりやつと夕方より交渉が開かれた。しかし当局は全然誠意がなく、逆に、あすの職場大会はけ散らしてみせると圧力をかけてきた。け散らしてみせるということをや言明したのは大金管理部長。従つて交渉は深夜に至るも全然進展せず、十二時十分ついに決裂し、引き上げた。組合は交渉の経過から、あすの大会は今までかつてない当局の圧力があると判断されたので、執行部の意思統一をはかった。その結果、あすの大会は当局がどのような手を用いてきてもトラブルは一切起こすまいという意思統一をした。

明けて二十三日七時三十分ごろより当局はけしからない、妥当ならざる行動を開始した。十数人の当局者は一団となり、芝生前の丁字路付近まで入ってきて、ハミリを先頭にばちばちと写真を写し始めた。そこで組合の井上小田原支部執行委員長は、そういうことのないようにということに注意した。そこで一たんこの写真部隊は会場の後方に引き上げたが、七時五十分ごろ再びその一団が引き返してきて、タイム・レコー

ダーを置いてある機でまた写真をと
り出したので、このままにしておく
とかえってトラブルが起ると判断
したので、演壇のところにあった当
人、つまり木村書記長は一団のここ
ろまで行つてハミリを持つている伊
藤室長の前に立つて、あなた方に写
真をとるなど言つてもおそろくとも
だろうから、せめてもつと要領よく
とつてくれ、そうでないと、まるで
り挑発になつて、かえつて事態を混
乱に陥れる。写真とはとのべからざる
ものですから、とらないのが一番い
いのだが、しかしそうは言つても場
長に命令されているのでしゅうか
ら、とらないわけにはいかぬだろ
う。話はわかつてゐる。だから挑発
せぬようにとつてくれ、こういふこ
とでたしなめたわけです。そのとき
この伊藤室長は、そんなことを言つ
たつて、これだけ大きいものをどう
して要領よくとれるかと反発され
た。そのときに書記長はすでに今
言つた当局十数名に取り巻かれて
おつた。なほ話を続けようと思つて
いたときに、何を勘違いしていたか、
右の方から軽く体当たりをされた。
見るとその体当たりをした人は総務
課長で、総務課長は体当たりをして
から腕組みをして立つてゐるので、
何をするとだとなつたところ、苦
笑しながら右横へ抜けていった。そ
れを待つてゐたかのように室長のあ
とにいた山上職員掛長が室長を押し
のけて前に出てきたと思つたら、公
務執行を妨害するなど言いながら、
いきなり書記長の胸ぐらをつかん
だ。そこで木村書記長はちよつと面
くらつたけれども、あなたはおれと

室長と何を話をしているのかわかって
いるのか、おれはお前なんかにはそ
んなことをやられる覚えはないと言
いながら、しゃくにさわったからつ
かみ返したところ、ネクタイが指に
かかったというところで、まあまあ
と言いつつ、私だけをみんなが押
えたので、すぐ引き離された。聞くと
ころによると、胸ぐらを取って、そ
してネクタイを引っ張ったというこ
とが当局のただ一つの証拠になっ
ておるらしいのですが、その事情は今
申し上げた通りである。その間の時間
は約三十秒くらいであったと思う。
これが当人の供述である。針小棒大
を思う。大体この二十三日の大会に
来るかまへば、違法な大会は避けよう
というところで、二十二日に何とか
事前協議を持ってくれということで
再三当局に申し入れた。それでもだ
めだし、むしろ高圧的な態度からし
て、二十三日はなかなかな容易なこ
とじゃやない。だからその挑発に乗
つてはいかぬといふかまへば、さ
うして来ておるわけだから、あなた
の言うように、木村書記長が当局の
公務執行を妨害したという事実はあ
り得べくもなく、一方的判定は間違
つていない。現在まで、小田原工場
では、毎日十二時のお昼休みに、こ
の処分が、毎日十二時のお昼休みに
、一日も休まずに今までも抗議を
し続けておるわけですから、全印刷
の労働組合はどつちかというわけ
で、うとうとと健康な組合です。そ
の人たちが怒り心頭に発して、一カ
月以上という抗議をしているといふ
のは、これは千八百名の人間、その
うち特に女子の四、五百名が当日
前面にあつて全部を

日撃しておる。だからこの処分が不当なものとしたとしても、それが免職に値するほどでない、防衛的なそういふ所作をその証拠に、あなた方は警察とか検察といふので告発したということはないじゃないですか。告発に値せぬのだ。あなたの方で工場の次席にある管理部長すら、暴行行為に値せぬということを言明してはいりませんか。今回の処置は、まあ来ればわかると思うのですが、あまやうに正当な手続でやっていないとなるとさらに問題です。事実関係からこの処分には非常に疑惑があります。あなたは徹底的にやるのだというような気持で、なお我を張って、この処分は、まあ誤っておるのだから、これはいさぎよく非を認めてこの処分を撤回する、そういう弾力性を持って処理すべきだという考えでおられるか。原さんはおられぬし、今業務部長は名実ともに最高の責任の衝にあるのですから、この点はもう考えておられるか、あらためてお聞きしたい。

○小島説明員　ただいま聞かしていたたきました供述書のことにつきましては、これは十分に伺ったわけでございます。もとより私どもはいろいろな総合判断をいたすものでございますが、その供述書にそつ書かれておりましたところのことは私の頭にどめました次第

でございます。私どももいたしまして、処分を行ないますにあたりまして、もとより慎重に調べまして、その上上に立ちましてまた慎重に鑑別判断をいたすべきものでございます。本件にございますが、ただ、私どももいたしまして、もとより念には念を入れるということには必要でございますから、そのように必要のある点につきましてはなおお局長は慎重に調べるといふ考え方をとりまして、この写真撮影の妨害行為につきましては、私どもが報告を受けておりますところによりまして、これは一連の動きの一事といたしまして、問題であります。その動きを工場の管理者から報告を受けましたところによりまして、写真撮影の妨害行為がありまして、そうしてそれに對して、このように承知しておるでございます。従つて、現状におきましては、私どもも局側の事実認定に間違ひはないといたしておりますが、ただお話の筋もございまして、この点につきましてはなおお念をいたしたいと、この点につきましては、私どもが五月二十四日に参りまして、提出をお願いいたします。それから、ついでで、私どもが五月二十四日に参りまして、失敬千万です。河野密さん初め、木村福入郎さんに対して、局長が逃げていない。しかも警察官をあなた方へは午前中に要請をして導入しておるわけです。私が一時に行ったときには、何か秘密の通路かどうか知りません。

行為が行なわれることがない事態であればよかつたと思うのでありまして、警告を出しておりました通り、違法な行為が行なわれましたならば、法に照らしまして処分するのはやむを得ない、むしろそれは当然なのでありまして、ただ、私ども管理者としまして、それが非常にやむを得ないという気持ちを持つていたとしても、これは処分するのが当然である、このように考えるのであります。ただ、申し上げますならば、私どもの印刷局の職員に対しまして極力相親しみ相努力し合つて事業の向上をはかつていきたいという気持ちでございまして、今後できる

だけこのような事態が生ずることのないように、これは双方において努力すべき問題でございますが、管理当局といたしましても努力して参りたい、このように存じます。

○平岡委員 原さんの今までやってきたことと自体が、あなたの今おっしゃるような温情をもつて親しんでいきたいという方向ではないと私は思うのだ。だから、原さんと違つて今後そうしていきますという話なら、まだ話はわかる。少なくとも五月二十四日の時点で、原さんが局長なんだ。そのときに経験した事情だけ申し上げても、あなたの言うこととまるで違ひわけだ。五月二十四日印刷局の労働組合が今言うた小田原文書書記長の免職処分に抗議するといふので、理事者側はその前日に警察官の出動を要請することを決定して、当日組合員が集まつたのは、これは一時からの集合ですが、それよりちょっとおくれて二時だった。ところが、警察官は午前十時十五分には印刷局の裏に全部待機しておる。あなた方

理事者側は、警察官の出勤を要請する前に、組合と話し合ふことをすべし一つもしなかったじゃないですか。首を切ったり警察官を呼んだりしても、組合と十分話し合ふことはしない。そういう労務管理のために要らざる紛争を起こしているといふことをあなた方は反省なさらないかどうか。当日の模様を申しますと、理事者側はバリケードを作つて、表門も裏門も一斉に閉門している。郵便配達人も入れない。官報の原稿を持参した職員も入れない。市ヶ谷工場の職員が急用のため早引けの許可を受けて帰宅しようとする者も一時間もストップさせている。われわれが着いてもやはり二十分くらい入れない。われわれは紛争させないために善意で行つたわけですが、そういうものをあなた方は極力阻止しておる。結局事実上のロックアウトをやつておるわけなんだ。現業庁としてこれが妥当かどうか。それから、原局長は、警察官二個中隊の要請をしてロックアウトを命じておきながら、自分自身は登庁もしない。部下に行方不明知らせてない。そんなばかなことがありますか。これは事実なんだ。だから、あなたが今後はそういうことをしないと云うなら話はわかるけれども、部下を敵にするような既往の労務管理のやり口だと、印刷局の運営はとてではないが大へんなことになる。印刷局の労組自身の伝統とか歴史は非常にりっぱですよ。今まで各官庁においてはすでに免職処分された人がずいぶんおるのだけれども、今度が初めての免職者である。初めての事例です。しかもあやふやな根拠薄弱な管理者側の一方的な処断だ。これをおもつたら石も叫ばざるを得ないじゃないですか。僕自身は労組関係の出身じゃありません。しかしあまりにばか

ないでしょ。人数の点でも、今言つたように七千五百人のうち三千二百名を処分するようなら、そんな運営の仕方は徹底的に改めてもらわなければ困る。あえて憎悪するのなら、当委員会の権威において、かかることがないよう印刷当局に要請せざるを得ないのです。肝に銘じてあなた方に今後改めてもらわなければならぬ。今後というのは、今言つた小田原のほんど無実とも言うこの処分を撤回されることも含んでのことです。ぜひ善処されたい。もし、そういう点がほんとうに改まつて、実際上今言つた処分撤回とかそういうことになるならば、人事院に対するあなた方の手落ちがあつても、クレリカル・ミスとして、あなたの方の中から処分者を出そうなんて考えませんから、一つぜひとも善処していただきたい。

○足立委員長 平岡君に申し上げますが、先ほど問題になりました人事任免権の委任の手續の問題ですが、ただいま人事院から連絡が委員長あてにございまして、書面によつてその通告の手續はとられておるようであります。従つて、これは写しを委員長として要求したいと思ひます。

○平岡委員 通告手續がとられたことはけつこうです。それはそれとしてけつこうなんです。その点は一応事務的なことです。事務の前に事実が先行するわけです。私が先ほどから申し上げたように、小田原の現場それ自体は、原さんの処分、原さんの威圧的な一つのやり方に対して必ずしも同調する気持でないことも聞いております。局長原三郎氏は職をやめたのです

から、過去の亡霊を追うことはないのです。あなたの方の良識によつて前向きな打開策を講じていただきたい。そのことを強く要請いたしまして、私の質問兼要望をこゝで一応取りやめておきます。なお、事態の発展によつては再度お出ましを願ふことの権利を保留いたしておきます。

○足立委員長 次回は来たる六月二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会

〔参照〕

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕